

「介護職員処遇改善加算」のご案内

厚生労働省では、介護の現場で働く介護職員の方の処遇改善を図るため、「介護職員処遇改善加算」をご用意しております。

Q1. 「介護職員処遇改善加算」ってどのような制度？

A1. 全5区分からなる、区分ごとに設定された要件を満たした介護事業所で働く介護職員の方の賃金改善を行うための加算です。

▶ 「加算Ⅰ」を取得すれば**介護職員 1人当たり月額3万7千円相当**の加算が受け取れます。

※1 加算を取得した事業所においては、加算相当額の賃金改善を行うことが必要となります。
※2 加算Ⅳ及びⅤは、一定の経過措置期間の後、廃止することが決定されております。

＜全5区分＞

加算Ⅰ

(介護職員 1人当たり)
月額 37,000円相当

加算Ⅱ

月額 27,000円相当

加算Ⅲ

月額 15,000円相当

加算Ⅳ

月額 13,500円相当

加算Ⅴ

月額 12,000円相当

キャリアパス要件
I、II、IIIの全て
+
職場環境等要件を
満たす
(平成27年4月以降
実施する取組)

キャリアパス要件
I及びII
+
職場環境等要件を
満たす
(平成27年4月以降
実施する取組)

キャリアパス要件
IまたはII
+
職場環境等要件を
満たす

キャリアパス要件
IまたはII
または職場環境等要件
のいずれかを満たす

キャリアパス要件
I・II
職場環境等要件
のいずれも満たさない

Q2. 「キャリアパス要件」「職場環境等要件」とは？

A2. 介護職員処遇改善加算の申請のために必要な要件は以下のとおりです。

申請できる加算の区分は、どの要件を満たしているかによって異なります。

▶ キャリアパス要件：I、II、IIIの3種類の要件があります。

- I …職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系の整備をすること
- II …資質向上のための計画を策定して、研修の実施または研修の機会を設けること
- III …経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること。

キャリアパス要件Ⅲによる昇給の仕組みの例

- 「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組み
- 「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組み
- 「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組み

▶ 職場環境等要件：賃金改善以外の処遇改善（職場環境の改善など）の取組を実施すること。

※ 介護職員処遇改善加算を取得するにあたっては、賃金改善等の処遇改善の内容等について、雇用する全ての介護職員へ周知することが必要です。

Q3. 「介護職員処遇改善加算」の目的は？

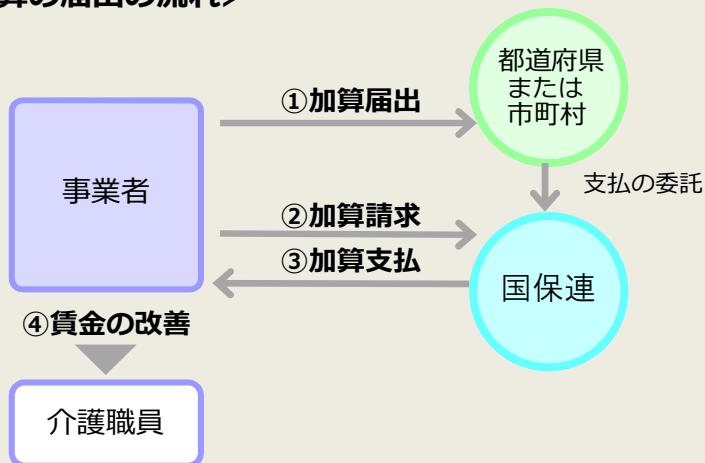
A3. 介護職員の安定的な処遇改善を図るために環境整備とともに、介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設された加算です。

▶加算を取得した事業者は、介護職員の研修機会の確保や雇用管理の改善などとともに、加算の算定額に相当する賃金改善を実施する必要があります。

▶事業者は都道府県などに加算の届出をした上で、加算請求は国保連に行う必要があります。

支払の委託を受けた国保連は事業者に加算（報酬）を支払い、事業者は介護職員の賃金改善を行います。

<加算の届出の流れ>



<介護職員処遇改善加算Ⅱ～Ⅴを取得している場合>

「加算Ⅰ」を取得すると、加算Ⅱに比べ更に月額平均1万円相当、介護職員の方の賃金を上げることができます。

◆加算Ⅰを取得するには、キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ及び職場環境等要件を全て充たすことが必要となります。

◆加算の申請には、介護職員処遇改善計画書と就業規則・給与規程などの必要書類を、都道府県知事などへ届け出る必要があります。



<介護職員処遇改善加算をまだ取得していない場合>

加算の取得によって、これまでよりも介護職員の方への賃金を増やすことができます。あなたの事業所が算定要件を満たしているかどうか確認してみてください。

◆加算の算定要件の確認と申請には、介護職員処遇改善計画書と、就業規則・給与規程などの必要書類を、都道府県知事などへ届け出る必要があります。



詳しくは各自治体の介護保険の担当部署にお問い合わせください。

お問い合わせ先：

各自治体ごとに適宜記載し、ご活用ください